河内長野市国民健康保険保健指導事業仕様書

1 業務名　「河内長野市国民健康保険保健指導事業」

2 実施の目的

（1）事業全体の目的

国民健康保険被保険者の自主的な健康増進を支援し、被保険者のＱＯＬの向上を通じた将来的な医療費の適正化及び介護予防を図るため、教室という形で保健指導事業を実施する。

業務の実施に当たっては、参加対象者の健康課題や特性に応じて、参加継続を促すための案内方法、指導内容、教室運営、相談対応及び業務改善を適切に行うこと、参加者への支援終了後の行動継続につなげる工夫が求められる。一括して各教室を運営することにより、各教室の水準が標準化され、集客、業務内容及び運営体制に関する課題の把握が容易となる。また各教室は関連が深いことから複数事業参加者への総合的なサポート、さらに、複数年にすることで、年度ごとの実施結果を踏まえた継続的な業務改善を図ることが期待でき、データヘルス計画への効果検証も行える。

そのため、「フレイル予防教室」、「高血圧糖尿病予防教室」、「糖尿病性腎症重症化予防事業（腎症１期２期対象者）」、「二次性骨折予防事業」を一つの事業として一体的に実施する。

（2）各事業の目的

ア　フレイル予防教室

意欲低下による身体活動の低下や社会とのつながりの減少により起こる心と身体の機能低下を予防し、被保険者の自主的な健康増進を図り、被保険者のＱＯＬの向上を通じた将来的な医療費適正化及び介護予防を図る。

イ　高血圧糖尿病予防教室

生活習慣病予防を実施することにより、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図り、ひいては被保険者のＱＯＬの向上を通じた将来的な医療費適正化を図る。

ウ　糖尿病性腎症重症化予防事業（腎症１期２期対象者）

腎症１期２期の軽度対象者に対して、腎症の悪化、重症化を予防・遅延させるために保健指導等による介入を行い、腎機能低下の遅延、人工透析導入の予防または導入時期の遅延を図り、医療費適正化を図る。

エ　転倒予防教室（二次性骨折予防事業）

二次性骨折予防のための医療機関への受療勧奨及び保健指導を実施し、骨折予防に関する知識の普及をはかり、適切な医療につなげることで、被保険者のＱＯＬの向上と医療費の適正化を図る。

3 業務履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日

（契約期間：契約締結日の翌日から令和１２年３月３１日）

4 実施体制

（1）過去に地方公共団体から特定健康診査の結果等に基づく保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、フレイル予防または二次性骨折予防又はこれらに類する健康増進事業のいずれかの受託運用実績が

複数あり、事業実施に関して一定の知識や府内の状況についての理解があること。

（２）常勤の担当責任者を配置し、河内長野市の求めに対して迅速に対応できる体制であること。また、同事業所内にフリーダイヤル以外のコールセンターを設置していること。事業開始時に河内長野市が実施体制、個人情報の保管状況について確認できること。

（３）受託者は、案内発送日の翌日から当該教室終了後１週間まで、専用フリーダイヤルを設置し、対象者からの申込み、問合せ及び相談に対応すること。受付日時、担当者の配置、電話がつながらない場合の対応方法及び折り返し基準について、業務開始前に市へ提出し、承認を得ること。苦情、事故その他市民対応上の重要な事案が発生した場合は、速やかに市へ報告し、対応経過及び再発防止策を提出すること。

（４）市が打合せを必要と判断した場合、受託者は市と協議のうえ、対面又はオンラインにより速やかに打合せを実施すること。緊急を要する場合その他市が必要と認める場合は、受託者は市の求めに応じて速やかに協議及び対応を行うこと。

（５）本事業における保健指導を実施する専門職は、一定の保健指導に関する見識と経験を有する者とし、資格の確認ができること。

（６）保健指導を実施する者は、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士その他市が認める資格を有する者とする。当該専門職は、原則として、保健指導、健康教育、生活習慣病予防、介護予防又はこれらに類する業務について３年以上の実務経験を有する者とする。受託者は、業務開始前に、従事予定者の資格、職種、実務経験年数及び担当業務を記載した一覧を市へ提出すること。

（７）受託者は、河内長野市と十分に連携し、市が業務の適正な履行のために行う指示に従うこと。

（８）円滑な受療勧奨、保健指導に努めること。

（９）実施にあたって一括再委託は行わないこと。一部再委託を行う場合は河内長野市の承諾を得ること。

５ 提供データ

受託者は、市が提供する特定健康診査データ、レセプトデータ及び被保険者データを用い、各事業に係る対象者候補者リストを作成するものとする。対象者の抽出条件、除外条件、優先順位及び重複する対象者の取扱いについては、受託者が案を作成し、河内長野市の承認を得たうえで実施するものとする。受託者は、複数事業の対象となる者について、案内の重複、案内時期の競合及び支援内容の不整合が生じないよう、市と協議のうえ対象者管理を行うものとする。

（１）特定健康診査データ

●前年度分（６月中旬に提供）

・特定健診受診者ＣＳＶファイル　・・・「FKAC131」
・特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル　・・・「FKAC163」
・特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル　・・・「FKAC164」
・特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報（横展開））ファイル・・・「FKAC171」

（２）レセプトデータ

●前々年度４月診療分～前年度３月診療分（２４カ月分）（候補者リスト作成用）（６月中旬に提供）
●当年度９月診療分～当年度１１月診療分（効果測定用）（１月中旬に提供）

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルＣＳＶデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

・医科　・・・「21_RECODEINFO_MED.CSV」

・ＤＰＣ・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」

・調剤　・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

（３）被保険者データ

・被保険マスタデータ・・・資格情報ファイル（６月中旬に提供）

6 企画

企画や年間スケジュール等について、事前に河内長野市と十分に打ち合わせを行うこと。

7 実施場所

河内長野市役所

8 報告書の作成

事業効果分析結果・事業全体報告として事業ごとに最終報告書を作成し、各年度の３月３１日までに提出する。また、最終年度には、３年間を総括した報告書を事業ごとに提出すること。報告書等は文書（紙）のほか、Microsoft office で利用可能なデータで、電子媒体に記録して最終報告時に納品すること。報告書の項目や構成について、契約締結後に河内長野市が指示する。

9 その他の留意事項

①事業運営に関する打ち合わせ費用、通知文作成費、郵送費、データ加工費用、資料の作成費用、実施に必要な人員、備品等はすべて委託費に含めること。

②ISO/IEC 27001 適合性評価制度の認証、またはプライバシーマークを取得し、業務上の守秘義務を守る体制で実施すること。

③教室等の実施に伴う事故に備え、必要な傷害保険又は賠償責任保険に加入する等、適切な補償措置を講じること。

④個人情報の取扱いについては十分留意すること。個人情報を含む電子データの授受は、市の情報セキュリティポリシー及び個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、市が指定する方法により行うこと。記録媒体を用いる場合は、暗号化その他必要な安全管理措置を講じ、受領確認及び管理簿による管理を行うこと。受託者は、契約終了時又は市が求めたときは、個人情報を含むデータ及び記録媒体を速やかに返却又は復元不能な方法により消去し、その結果を書面で報告すること。データの授受には LGWAN 回線を使用すること。LGWAN 回線が不可能な場合は、手渡しもしくはセキュリティ便または日本郵便のレターパックの利用も可能とする。

１０ 機密保持

受託者は、この契約の履行に際し、個人情報等及び業務に係る全てのデータが適切に保護及び管理されるよう措置を講じるとともに、別紙「河内長野市個人情報等取扱いに関する特記事項」及び委託者から別に配付する「河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなけれ

ばならない。

１１ 委託料の支払い

各年度の業務が終了後、その内容を点検し、適当と認めたときは、年度ごとに請求額を支払うものとする。

１２ 契約について

本件事業は、総価契約として契約を締結する。

１３ その他

委託業務の遂行に際して、仕様書の変更が必要になった場合は、協議の上、内容を変更する場合がある。業務遂行に当たっては河内長野市の指示に従うこと。

１４ フレイル予防教室

（１）対象者

４０歳以上の国民健康保険被保険者のうち、参加を希望した者。

※特定健康診査の結果等より、フレイル予防の必要性があると思われる者には通知勧奨を行う。

発送者は約５００人、教室の参加者は令和９年度は３０人程度とする。令和１０年度以降は、前年度の参加率等を考慮し人数を調整する。

（２）実施内容

①受託者は、対象者候補者リストを作成し、河内長野市へ提出する。河内長野市が選定を行い、対象者を決定する。

②受託者にて募集案内チラシ、発送用封筒、宛名シール（封筒に直接印字または窓あき封筒でも可）を作成し、封入・封緘の上、発送する。

③受託者は、発送前に、河内長野市へ送付予定者リストを提出する。河内長野市が除外者確認を行った後、受託者が発送し、発送件数確認書を河内長野市に提出する。

④参加希望者の受付方法はWEBと電話を用意し、対象者が都合の良い方法で予約できる体制を整え、受託者が予約受付を行う。申込数が定員に達しても申込みがあった場合には、キャンセル待ちとして予約を受け、参加可能になった場合には後日連絡することを伝える。申込締切後、申込数が定員に満たない場合は、電話で参加勧奨を行う。参加が確定した者に、受託者が参加決定通知を作成し、発送する。なお、発送用封筒は募集案内で作成したものを利用する。

⑤募集案内チラシの教室名は、対象者が参加したくなるような魅力的な名前を受託者が提案すること。

⑥令和９年度教室の実施スケジュール・内容は以下のとおりとするが、河内長野市と協議の上変更する場合がある。令和１０年度以降の教室の内容については、おおむね令和９年度の内容を踏襲するが、報告書の内容を考慮し、各年度の４月中に河内長野市と協議の上、刷新を行う。令和１０年度以降のスケジュールは、各年度の４月中に河内長野市から指定する。

・募集案内チラシ発送・・・教室開始日の６週間前

・申込締切・・・発送１６日後

・利用勧奨電話開始・・・発送１７日後

・参加者への詳細案内・・・教室開始日の１７日前

回	実　施　内　容		日程	必要スタッフ数	看護師	保健師	管理栄養士	健康運動指導士	歯科衛生士	スタッフ
1	フレイルチェック（終日）（9時スタッフ集合､10時教室開始、15時教室終了、片付けを含めて15時30分事業終了）	・オリエンテーション ・体力測定	9月13日（月）	3人/日	1人/日	―	―	1人/日	―	1人/日
2	フレイル予防講座（半日、1回）（9時スタッフ集合､10時教室開始、11時30分教室終了、片付けを含めて12時事業終了）	・フレイルについて ・運動講座	10月18日（月）	3人/日		1人/日		1人/日	―	1人/日
3	フレイル予防講座（半日、1回）（9時スタッフ集合､10時教室開始、11時30分教室終了、片付けを含めて12時事業終了）	・栄養講座 ・口腔保健講座	11月22日（月）	3人/日		―	1人/日	―	1人/日	1人/日

⑦フレイルチェックには体組成計を使用するものとし、体組成計の準備は受託者で行うこと。

⑧栄養講座は管理栄養士が、運動講座は健康運動指導士が、口腔保健講座は歯科衛生士が実施する。ただし健康運動指導士については、フレイル予防に関する理論と実技の内容が確実に実施できるのであれば、他の職種の従事でも可能とする。

⑨運動講座実施にあたり、開始前には血圧測定、体調確認を行い、利用者の安全に努めること。

⑩教室で使用する資料は、使用する２週間以上前に河内長野市のチェックを受けること。

１５ 高血圧糖尿病予防教室

（１）対象者

特定健康診査の結果で血圧もしくは血糖値が保健指導判定値以上の者（特定保健指導対象者を除く)。案内発送者は約１，０００人、教室の参加者は令和９年度は４０人程度とする。令和１０年度以降は、前年度の参加率等を考慮し人数を調整する。

（２）実施内容

①受託者は、対象者候補者リストを作成し、河内長野市へ提出する。河内長野市が選定を行い、対象者を決定する。

②受託者にて募集案内チラシ、発送用封筒、宛名シール（封筒に直接印字または窓あき封筒でも可）

を作成し、発送する。募集案内チラシの募集教室名は大人のためのセルフコンディショニングにし、３万円相当の教室であることを掲載する。

③受託者は、発送前に、河内長野市へ送付予定者リストを提出する。河内長野市が除外者確認を行った後、受託者が発送し、発送件数確認書を河内長野市に提出する。

④参加希望者の受付方法はWEBと電話を用意し、対象者が都合の良い方法で予約できる体制を整え、受託者が予約受付を行う。申込数が定員に達しても申込みがあった場合には、キャンセル待ちとして予約を受け、参加可能になった場合には後日連絡することを伝える。申込締切後、申込数が定員に満たない場合は、電話で参加勧奨を行う。参加が確定した者に、受託者が参加決定通知を作成し、発送する。なお、発送用封筒は募集案内で作成したものを利用する。

⑤令和９年度教室の実施スケジュール・内容は以下のとおりとするが、河内長野市と協議の上変更する場合がある。令和１０年度以降の教室の内容については、おおむね令和９年度の内容を踏襲するが、報告書の内容を考慮し、各年度の４月中に河内長野市と協議の上、刷新を行う。令和１０年度以降のスケジュールは、各年度の４月中に河内長野市から指定する。

・募集案内チラシ発送・・・教室開始日の６週間前
・申込締切・・・発送１６日後
・利用勧奨電話開始・・・発送１７日後
・参加者への詳細案内・・・教室開始日の１７日前

回	実施内容		日程	必要スタッフ数	保健師	管理栄養士	健康運動指導士	事務スタッフ
1	個別面接 (終日、1日間) （9時スタッフ集合、9時30分教室開始、15時教室終了、片付けを含めて15時30分事業終了）	・目標設定 ・日々の振り返り	9月8日(水)	6人/日	5人/日		—	1人/日
2	栄養教室 (半日、1回) （9時スタッフ集合、10時教室開始、11時30分教室終了、片付けを含めて12時事業終了）	・ベジチェック ・栄養講話	9月22日(水)	3人/日	2人/日		—	1人/日
3	運動教室 (半日、1回) （9時スタッフ集合、10時教室開始、11時30分教室終了、片付けを含めて	・運動講話 ・運動実践	10月13日(水)	4人/日	1人/日		2人/日	1人/日

	12 時事業終了）						
4	血液検査 (1 日) （9 時スタッフ集合、9 時 30 分教室開始、12 時教室終了、片付けを含めて 12 時 30 分事業終了）	・血液検査 ・ベジチェック	11 月 17 日(水)	5 人/日	4 人/日	―	1 人/日
5	個別面接 (終日、1 日間) （9 時スタッフ集合、9 時 30 分教室開始、15 時教室終了、片付けを含めて 15 時 30 分事業終了）	・血液検査の結果説明 ・取り組みの振り返り ・今後の目標設定	12 月 15 日(水)	6 人/日	5 人/日	―	1 人/日

⑥個別面接は、専門職（保健師または管理栄養士）が行う。専門職の人数構成は上記表のとおりで実施すること。

⑦栄養教室は管理栄養士が、運動教室は健康運動指導士が実施する。ただし健康運動指導士については、生活習慣病予防に関する理論と実技の内容が確実に実施できるのであれば、他の職種の従事でも可能とする。

⑧運動教室実施にあたり、開始前には血圧測定、体調確認を行い、利用者の安全に努めること。

⑨血液検査では上記表とは別途医師等血液検査を実施できるスタッフ（医師・看護師等）を配置して実施すること。

⑩希望者に対し、取り組み内容を記載できるツールや体重記録ツール等を提供し、継続的に実施できるように工夫すること。

⑪対象者が自宅でも運動の取り組みを行えるように、運動についての動画を配信し、支援すること。

⑫教室で使用する資料は、使用する 2 週間以上前に河内長野市のチェックを受けること。

１６　糖尿病性腎症重症化予防事業（腎症１期２期対象者)

（１）対象者

糖尿病性腎症第１期、第２期対象者のうち、特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な者（尿蛋白±を中心に候補者とする)。

案内発送者は約２００人、教室の参加者は令和９年度は１０人程度とする。令和１０年度以降は、前年度の参加率等を考慮し人数を調整する。

（２）実施内容

①受託者は、対象者候補者リストを作成し、河内長野市へ提出する。河内長野市が選定を行い、対

象者を決定する。

②受託者にて募集案内チラシ、発送用封筒、宛名シール（封筒に直接印字または窓あき封筒でも可）を作成し、封入・封緘の上、発送する。

③募集案内チラシの教室名は、対象者が参加したくなるような魅力的な名前を受託者が提案すること。

④受託者は、発送前に、河内長野市へ送付予定者リストを提出する。河内長野市が除外者確認を行った後、受託者が発送し、発送件数確認書を河内長野市に提出する。

⑤参加希望者の受付方法はWEBと電話を用意し､対象者が都合の良い方法で予約できる体制を整え、受託者が予約受付を行う。申込数が定員に達しても申込みがあった場合には、キャンセル待ちとして予約を受け、参加可能になった場合には後日連絡することを伝える。申込締切後、申込数が定員に満たない場合は、電話で参加勧奨を行う。電話勧奨時、⑦で述べる糖尿病性腎症の予後について説明した上で、参加の是非を意思表示をしてもらうこと。参加が確定した者に、受託者が参加決定通知を作成し、発送する。なお、発送用封筒は募集案内で作成したものを利用する。

⑥令和９年度教室の実施スケジュール・内容は以下のとおりとするが、河内長野市と協議の上変更する場合がある。令和１０年度以降の教室の内容については、おおむね令和９年度の内容を踏襲するが、報告書の内容を考慮し、各年度の４月中に河内長野市と協議の上、刷新を行う。令和１０年度以降のスケジュールは、各年度の４月中に河内長野市から指定する。

・募集案内チラシ発送・・・教室開始日の６週間前
・申込締切・・・発送１６日後
・利用勧奨電話開始・・・発送１７日後
・参加者への詳細案内・・・教室開始日の１７日前

回	実　施　内　容		日程	必要 ｽﾀｯﾌ数	保健師 または 管理栄養士	健康運動 指導士	事務 ｽﾀｯﾌ
1	個別面接 (終日､1日間)	･目標設定 ･日々の振り返り	10月8日(金)	3人/日	2人/日	―	1人/日
2	電話支援	･取り組みの状況確認	個別調整	個別面接実施者（保健師または管理栄養士）が担当			
3	運動教室 (半日、1回)	･運動講話、運動実践	11月5日(金)	2人/日	1人/日	1人/日	―
4	個別面接 (終日､1日間)	･取り組みの振り返り ･今後の目標設定	12月3日(金)	3人/日	2人/日	―	1人/日

⑦第１回目の個別面接時に、糖尿病発症から人工透析に至るまでの期間が約２０年間であること、経過の中で高血圧発症すること、尿蛋白出現するころ腎機能 eGFR が低下し、不可逆性に悪化し始めることを含めた糖尿病性腎症の予後について必ず説明し、この時期の予防の大切さを伝えること。前述の内容を説明するために河内長野市が保有する資料を提供する。この資料参考にして、対象者が理解しやすいような資料を受託者が作成して、河内長野市の承認を受け、第１回目の個別面接時に使用して対象者に説明する。

⑧個別面接は保健師または管理栄養士が、運動教室は健康運動指導士が実施する。ただし健康運動

指導士については、生活習慣病予防に関する理論と実技の内容が確実に実施できるのであれば、他の職種の従事でも可能とする。

⑨運動講座実施にあたり、開始前には血圧測定、体調確認を行い、利用者の安全に努めること。

⑩教室で使用する資料は、使用する２週間以上前に河内長野市のチェックを受けること。

１７ 転倒予防教室（二次性骨折予防事業）

（１）対象者

二次性骨折予防の必要がある対象者とし、令和９年度は約６００人。令和１０年度以降は、前年度の参加率等を考慮し人数を調整する。

（２）実施内容

(a) 受診勧奨

①対象者

・下記のアかつイ、またはアかつウの人

ア．４０～７４歳の河内長野市国民健康保険被保険者

イ．過去２年間において脆弱性骨折の既往があった人

ウ．脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名が確認できない人（未治療者）または脆弱性骨折治療後、骨粗鬆症の傷病名及び治療薬の処方があった人のうち、直近に治療が確認できない人（治療中断者）

②受診勧奨通知の作成・送付

・受診勧奨通知を作成し、（２）（ａ）①の対象者約１２０人程度へ、９月下旬に郵送すること。

・通知の内容については、骨粗鬆症及び骨折予防のための生活習慣や受診勧奨に関する内容を含めたものとし、市と協議のうえで決定すること。

③電話による受診勧奨および保健指導の実施

対象者のうち、（２）（ａ）①の対象者約１２０人程度へ、受診勧奨通知１週間後から専門職（保健師・管理栄養士）による電話での受診勧奨及び保健指導を行うこと。

保健指導を行う際は、以下の内容を指導プログラムに含めること。

・骨粗鬆症や骨折に関する理解を促す。 この予定する内容について河内長野市へ事前に書面で提出する。

・骨粗鬆症を予防するための生活習慣（栄養や運動など）について啓発する。

・転倒による骨折を予防するための生活環境の整備について啓発する。

・骨折治療後の受診状況を確認の上、受診勧奨を行う。

・（ｂ）で示す転倒予防教室についての情報提供を行い、参加を促す。

(b) 転倒予防教室の開催

①対象者

河内長野市国民健康保険のレセプト分析を行い、二次性骨折予防の必要がある対象者（以下「介入対象者」と言う）を抽出する。この際、選定条件をフロー図等にまとめ、河内長野市に提出すること。抽出基準については、以下の抽出条件を基本とし、その他の追加条件や除外条件については、受託者の提案をもとに河内長野市と協議して決定すること。また、下記のア及びイについてのみ受託者が抽出し、ウについては河内長野市がデータ提供する。

ア．（２）（ａ）①の対象者　約１２０人程度

イ．特定健診結果から骨折リスクの高い人　約４８０人程度

ウ．河内長野市骨密度検診結果で要指導域の人　２００人程度

②案内通知の作成・送付

・教室の案内チラシを８５０部作成すること。

・（ｂ）①ア及びイの対象者約６００人に案内チラシを発送すること。なお、（２）（ａ）①の対象者へは、（２）（ａ）②の受診勧奨通知に同封すること。その他の対象者へは教室案内チラシのみを送付する。残りの２００部は市で実施している骨粗鬆症検診の要指導対象者へ河内長野市が送付する。５０部は予備として市が保管する。受託者は、発送前に、河内長野市へ送付予定者リストを提出する。河内長野市が除外者確認を行った後、受託者が発送し、発送件数確認書を河内長野市に提出する。

・募集案内チラシの教室名は、対象者が参加したくなるような魅力的な名前を受託者が提案すること。また募集案内チラシには、参加費無料、教室スケジュール、骨粗鬆症が原因の骨折のリスク、全日程出席者にレントゲン骨粗鬆症検査無料券プレゼント（約７，０００円相当）、第１回目は教室に参加しなくても、申込不要で誰でも受講可能であることについて掲載する。

③参加申込受付

・教室の参加者は令和９年度は３０人程度とする。令和１０年度以降は前年度の参加率等を考慮し人数を調整する。参加希望者の受付は受託者が行う。参加希望者の受付方法は WEB と電話を用意し、対象者が都合の良い方法で予約できる体制を整え、受託者が予約受付を行う。申込締切後、申込数が定員に満たない場合は、電話で参加勧奨を行う。申込数が定員に達しても申込みがあった場合には、キャンセル待ちとして予約を受け、参加可能になった場合には後日連絡することを伝える。

・参加が確定した者に、受託者が参加決定通知を発送する。なお、発送用封筒は募集案内で作成したものを利用する。

④教室のスケジュール

令和９年度教室の実施スケジュール・内容は以下のとおりとするが、河内長野市と協議の上変更する場合がある。令和１０年度以降の教室の内容については、おおむね令和９年度の内容を踏襲するが、報告書の内容を考慮し、各年度の４月中に河内長野市と協議の上、刷新を行う。令和１０年度以降のスケジュールは、各年度の４月中に河内長野市から指定する。

・募集案内チラシ納品（２５０部）・・・１０月１日（金）

・募集案内チラシ発送・・・教室開始日の６週間前

・申込締切・・・発送１６日後

・利用勧奨電話開始・・・発送１７日後

・参加者への詳細案内・・・教室開始日の１７日前

回	実　施　内　容		日程	必要 ｽﾀｯﾌ数	保健師	管理 栄養士	健康運動 指導士	歯科 衛生士	ｽﾀｯﾌ
1	委託業務なし	市内医療機関骨粗鬆症専門医の話 「骨粗鬆症を放置す	11月10日(水)						

		ることの危険性について」							
2	フレイルチェック（終日） 9 時スタッフ集合、10 時教室開始、15 時教室終了、片付けを含めて 15 時 30 分事業終了	・オリエンテーション ・体力測定 参加者 1 人につき 30 分設定。	12 月 8 日（水）	4 人/日		—	2 人/日	—	2 人/日
3	骨折予防講座（半日、1 回） 9 時スタッフ集合、10 時教室開始、11 時 30 分教室終了、片付けを含めて 12 時事業終了	・骨折・転倒予防について ・運動講座	令和 10 年 1 月 12 日（水）	3 人/日	1 人/日		1 人/日	—	1 人/日
4	骨折予防講座（半日、1 回） 9 時スタッフ集合、10 時教室開始、11 時 30 分教室終了、片付けを含めて 12 時事業終了	・栄養講座 ・口腔保健講座	令和 10 年 2 月 10 日（木）	3 人/日		1 人/日	—	1 人/日	1 人/日

⑤栄養講座は管理栄養士が、運動講座は健康運動指導士が、口腔保健講座は歯科衛生士が実施する。ただし健康運動指導士については、転倒・骨折予防に関する理論と実技の内容が確実に実施できるのであれば、他の職種の従事でも可能とする。
⑥運動講座実施にあたり、開始前には血圧測定、体調確認を行い、利用者の安全に努めること。
⑦教室で使用する資料は、使用する２週間以上前に河内長野市のチェックを受けること。
⑧第１回目は委託業務はないが、第２回目以降の内容の参考とするため、河内長野市が提供する第１回目の講義の録画を聴講すること。

（ｃ）事業効果の分析

性・年代・骨折部位・リスクの有無ごとの保健指導実施率やレセプトデータを用いた受診状況の確認を含むこと。レセプトデータは河内長野市が１月中旬に提供する。効果分析の項目・内容については、受託者が提案した内容をもとに、河内長野市と協議して決定すること。